

## 刈羽村スポーツ協会 表彰規程

第1条 本規程は刈羽村出身者又は村内に住する者で、刈羽村の体育振興に功績のあった者を表彰する。なお、指導者賞については刈羽村出身者等に限らず功績のあった者を表彰する。

第2条 表彰を受ける者は次に定める基準の一つ以上に該当する個人又は団体であり、常に体育の向上発展を目指し日常生活においても社会人の模範である者でなくてはならない。

(1) 功労賞

- (イ) 当村の体育振興と名誉を高揚するうえに大きな貢献をした者。
- (ロ) 学問、又は技術研究のうえで大きな功績があった者。

(2) 指導者賞

- (イ) 常に体育の本質をわきまえ、優秀な競技者の育成に努めた者。
- (ロ) 優れた指導技術により所属団体を永年にわたり優秀な成績を上げさせた者。

(3) スポーツ栄誉賞

- (イ) 日本代表選手に選出された者。
- (ロ) 偉大な記録又は成果を上げた者。

(4) 特別優秀競技者賞

競技人として県大会以上の公式大会において特別優秀な成績を上げた者。

(5) 優秀競技者賞

大会において優秀な成績を上げた者。

第3条 刈羽村スポーツ協会加盟団体（その他の団体・小・中・高・一般も含む）及び刈羽村スポーツ協会事務局は、前条に該当するものを別に定める様式に従い、指定の期日までに刈羽村スポーツ協会会長あてに申請するものとする。

第4条 刈羽村スポーツ協会理事会は申請されたものについて精査検討し、表彰を受ける者を選定する。なお、表彰を受ける者の数は定めない。

第5条 表彰式に必要な事項はその年度ごとに定める。

第6条 この規程は刈羽村スポーツ協会代議員会において必要に応じ改廃することができる。

第7条 この規程を運用するに必要な細則は別に定める。

附則 この規程は昭和58年4月1日から施行する。

この規程は平成30年5月1日から施行する。

## 刈羽村スポーツ協会 表彰規程細則

- 第1条 功労賞、指導者賞、スポーツ栄誉賞の表彰は、それぞれ一回とする。また、特別優秀競技者賞、優秀競技者賞の表彰は、それぞれ年度を異にして表彰することができる。
- 第2条 表彰規程第2条のスポーツ栄誉賞（イ）項に示す「日本代表選手に選出された者」とは、オリンピック、アジア大会、ユニバーシアード等の国際大会の日本代表として選出された者をいう。
- 第3条 表彰規程第2条の（4）特別優秀競技者に示す「県大会以上の公式大会」とは、国民体育大会、種目別全国大会及び種目別体育団体、学校体育連盟、地域体育団体等の主催するブロック大会、県大会であり、特別優秀競技者賞に示す「特別優秀な成績」とは、下記の通りとする。
- （イ）県大会において個人、団体とも優勝とする。
  - （ロ）全国大会において入賞または、ブロック大会において個人、団体とも3位までとする。
  - （ハ）（イ）、（ロ）において種目別の新潟県新記録を上げた者とする。
  - （ニ）県大会以下の公式大会でも種目別の新潟県新記録を上げた者とする。
- 第4条 表彰規程第2条の（5）優秀競技者賞に示す「優秀な成績」とは、下記の通りとする。
- （イ）小学生については、個人、団体とも柏刈大会優勝、上越大会3位以上とする。
  - （ロ）中学生については、下記の通りとする。
    - ①. 個人は上越大会優勝、県大会3位以上とする。
    - ②. 団体は上越大会2位以上、県大会3位以上とする。
  - （ハ）高校生については、個人、団体とも県大会3位以上とする。
  - （ニ）大学生、一般については、個人、団体とも県大会3位以上とする。
  - （ホ）中学生、高校生に対しての新人戦は、スポーツ協会理事会において審査のうえ決定する。
  - （ヘ）中学生、高校生において、上記のほかに全国レベルの成績（個人では、全国標準記録を突破した者。団体では、全国大会補強選手等を含む）を上げた者に対しても、スポーツ協会理事会において審査のうえ決定する。
- 第5条 前4条に定めるものの他、特に優秀な実績を残し、表彰に値すると考えられる者に対しては、スポーツ協会理事会において審査のうえ、表彰規程第2条に定める各賞を授与する。

附則 この規程細則は、昭和58年 4月 1日から施行する。

この規程細則は、昭和62年 4月 1日から施行する。

この規程細則は、平成 3年 4月 1日から施行する。

この規程細則は、平成12年 4月 1日から施行する。

この規程細則は、平成17年12月 1日から施行する。

この規程細則は、平成30年 5月 1日から施行する。